

九重町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
24年度	人 10,461	千円 7,513,748	千円 404,566	千円 1,231,258	% 16.4	% 18.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 138	千円 478,746	千円 57,604	千円 176,879	千円 713,229	千円 5,168	千円 5,572

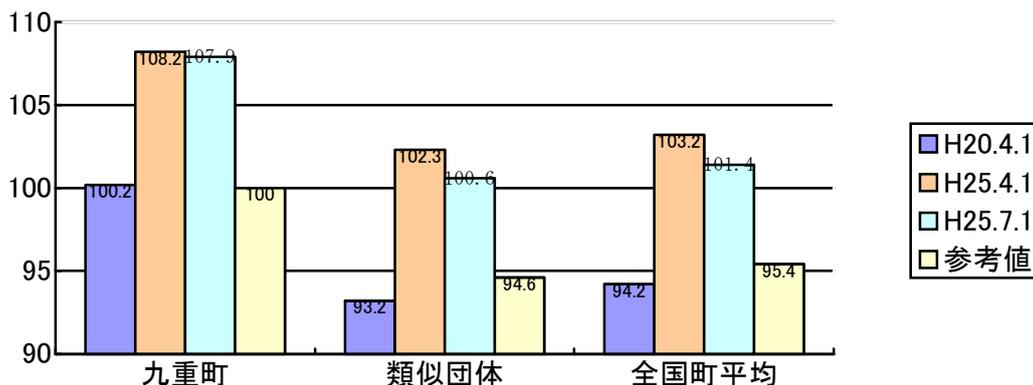
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

・平成25年4月より7月まで級別により、5～1.5%

国の要請などを踏まえた減額措置の取り組み	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
平成26年8月から級別により、7～2%の給与減額措置を行った。	
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 【H25.4.1ラスパイレス指数・参考地、減額時点のラスパイレス指数についても併せて記載】 1級2%、2級3.5%、3級及び4級4%、5級4.5%、6級5%、7級7%の減額措置を実施 ラスパイレス指数 H25.4.1 108.2 (108) H25.7.1 107.9	
(手当) 減額措置なし	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。

2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	円 380,262	円 380,061	201円 (0.05%)	% 改定なし	% 改定なし	% 改定なし

②特別給(期末勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の改定率
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
24年度	円 3.93	円 3.95	月 △0.02	円 3.95	月 3.95	% 3.95

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九重町	39.9歳	304,450円	345,572円	323,923円
大分県	43.4歳	339,993円	418,382円	369,354円
国	43.1歳	332,446円 (307,220)	405,463円	—
類似団体	42.8歳	313,339円	355,207円	339,630円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
九重町	43.3歳	4人	310,300円	313,850円	279,850円	—	—	—	—
うち給食調理員	43.3歳	4人	310,300円	313,850円	279,850円	—	—	—	—
大分県	51.4歳	308人	361,774円	403,977円	379,687円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	286,850円 (272,119)	325,400円	—	—	—	—	—
類似団体	49.9歳	-人	288,856円	309,071円	301,974円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
九重町	—	—	—
うち給食調理員	—	—	—

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
九重町	43.6歳	347,194円	373,990円
大分県	47.0歳	400,309円	438,353円
類似団体	42.8歳	306,289円	326,555円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区 分		九重町	大分県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	163,987 (172,200)
	高校卒	140,100円	144,500円	133,418 (140,100)
技能労務職	高校卒	140,100円	140,100円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

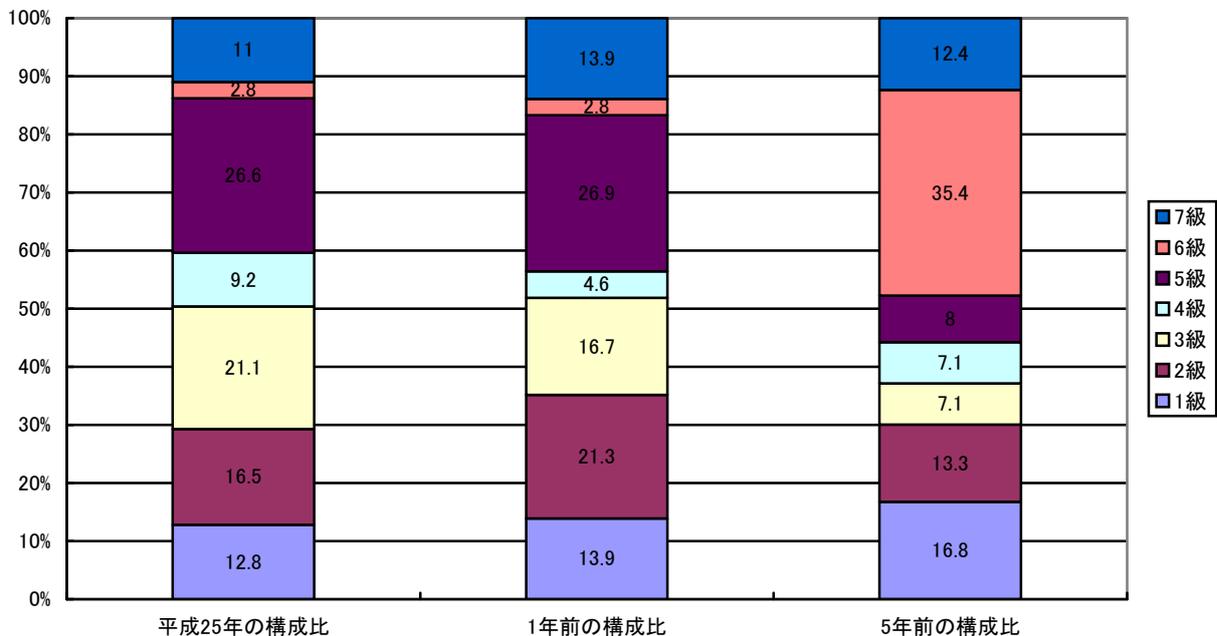
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	245,392円	307,916円	368,452円
	高校卒	209,509円	264,208円	343,098円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	260,386円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務員、技術員、主事、技師、保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師及び教諭の職務	14人	12.8%	135,600	243,700
2級	主任並びに高度の業務を分掌する保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師及び教諭の職務	18人	16.5%	185,800	307,800
3級	主査、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務	23人	21.1%	222,900	354,700
4級	副主幹、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務	10人	9.2%	261,900	393,300
5級	専門員、リーダー、保育園長、幼稚園長及び主幹の職務	29人	26.6%	289,200	413,600
6級	会計管理者、課長、室長、局長、館長、所長及び参事並びに困難な業務を分掌する専門員、リーダー、保育園長、幼稚園長及び主幹の職務	3人	2.8%	320,600	433,000
7級	困難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長及び参事の職務	12人	11.0%	366,200	456,200

- (注) 1 九重町の規則に基づく級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一部反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九重町	大分県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,363千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,625千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

一律に支給している。

(2) 退職手当(25年4月1日現在)

九重町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%
1人当たり平均支給額 27,108千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	0円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
町税の賦課徴収事務	税務職員	賦課徴収	0 円	月額 1,500円、 月額 2,000円
伝染病防疫作業事務		防疫作業	0 円	日額 1,000円
家畜診療に従事する	獣医師	家畜診療	0 円	月額 20,000円
保健予防に従事する	保健師	予防指導	0 円	月額 1,500円
行旅死亡人の遺体収		遺体収容	0 円	1死体 5,000円

（注）特殊勤務手当については、平成28年3月31日まで一部を除き支給を凍結している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	19,679 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	142 千円
支給実績（23年度決算）	18,220 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	133 千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ		15,163千円	244,564円
	配偶者以外	5,000円				
	うち配偶者がいない1人目	11,000円				
	16歳～22歳の についての加算	5,000円				
住居手当	持ち家（支給限度額）	2,500円	異なる	自宅	7,347千円	126,672円
	借家（支給限度額）	27,000円	同じ			
通勤手当	1kmごとに25km まで（支給限度額）	15,800円	異なる	1kmごと	7,109千円	65,824円
管理職手当	5%		異なる	定額	8,306千円	638,923円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	720,000円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	792,300円 / 353,500円			
	副 市 町 村 長	585,000円 (- 円)		657,400円 / 326,400円			
報 酬	議 長	301,000円 (- 円)		326,000円 / 199,000円			
	副 議 長	269,000円 (- 円)		269,000円 / 171,000円			
	議 員	250,000円 (- 円)		250,000円 / 157,500円			
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 収 入 役	(24年度支給割合) 2.6月分					
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 2.6月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 町 村 長 収 入 役	720,000円×在職年数×500/100		14,400,000円	任期毎		
		585,000円×在職年数×290/100		6,786,000円	任期毎		
	備 考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

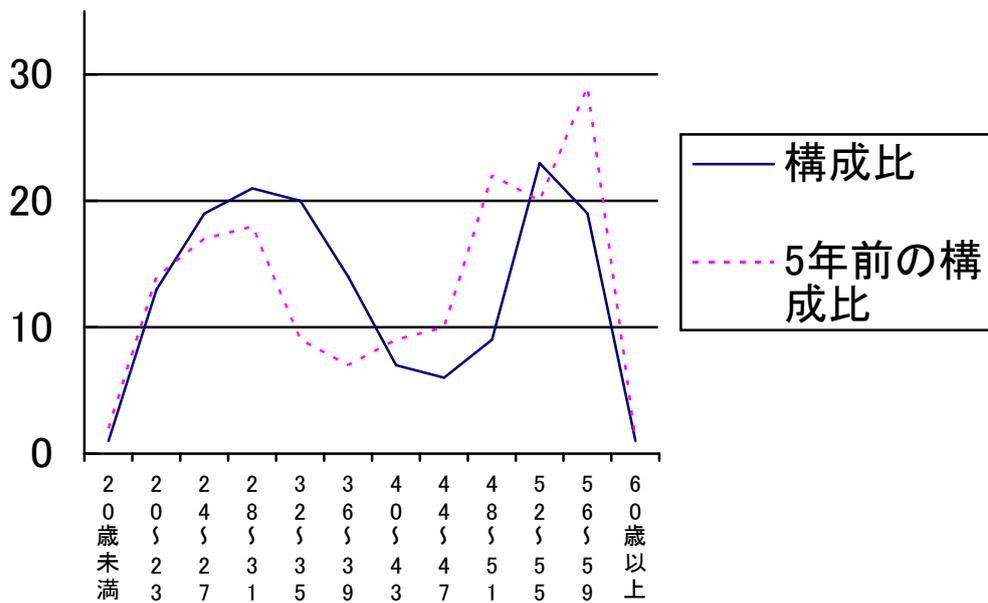
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 由
			平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会・総務	33人	34人	1人	
		税務	9人	10人	1人	
		福祉	36人	35人	△1人	
		経済	26人	24人	△2人	
		土木	9人	12人	3人	
		計	113人	115人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 109.93人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.55人)
		教育部門	25人	25人	0人	
		消防部門	0人	0人	0人	
		小 計	138人	140人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 133.83人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 110.97人)
公 営 企 業 部 門 会 計	水 道 そ の 他		2人	2人	0人	
			9人	9人	0人	
		小 計	11人	11人	0人	
合 計			149人	151人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.34 人
			[216]	[216]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	13人	19人	21人	20人	14人	7人	6人	9人	23人	17人	1人	151人

(3) 職員数の推移

	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	118	115	114	112	113	115	△3(△2.4)
教育	29	25	27	27	25	25	△4(△13.3)
公営企業 会計	11	11	11	11	11	11	0
計	158	151	152	151	149	151	△7(△4.3)

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 50,815	千円 14,316	千円 10,115	% 19.9	% 17.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村平均 一人当たり給与費 千円 6,258
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 2	千円 5,590	千円 1,321	千円 1,945	千円 8,856	千円 4,428	

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、25年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（25年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
九重町	36.2歳	295,911 円	366,985 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九重町	団体平均
1人当たり平均支給額（24年度） 972千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,476千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ

九 重 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
(退職時特別昇給 該当なし)			(退職時特別昇給 該当なし)		
1人当たり平均支給額 千円 千円			1人当たり平均支給額 千円 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		0%		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	231千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	115千円
支給実績(23年度決算)	236千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	118千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他手当（25年4月1日）

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ		468千円	234,000円
	配偶者以外	6,500円				
	うち配偶者がいない1人目	11,000円				
	16歳～22歳の ついての加算	5,000円				
住居手当	持ち家	2,500円	異なる	自宅	223千円	111,600円
	借家（支給限度額）	27,000円	同じ			
通勤手当	1kmごとに25km まで（支給限度額）	15,800円	異なる	1kmごと	187千円	93,600円
管理職手当	課長	30,000円	異なる	定額	0円	0円
	参事	24,000円	異なる	定額		